

日本案件第87号条約個別審査 議長集約（6月14日採択）

委員会は、政府から提供された口頭および書面による情報と、それに続く議論に留意した。

委員会は、本件が委員会において長年にわたる案件であり、直近では2018年にも議論が行われたことを指摘した。

議論を踏まえ、委員会は政府に対し、本条約に沿って、かつ使用者団体および労働者団体と協議の上、以下の事項を検討するよう要請した。

- 消防職員の地位および労働条件のさらなる改善。
- 刑務官のうち、どのカテゴリーが警察の一部とみなされ、団結権が除外されるのか、またどのカテゴリーが警察の一部とはみなされず、団結権を有するのかを明確にすること。
- 公務員に関して、
 - ・ 人事院（NPA）の手続きにおいて、実効的、中立的かつ迅速な調停および仲裁手続きが保証されるようにすること。
 - ・ 条約に沿って、自律的労使関係システムを慎重に検討し続け、その障害となっている様々な問題の解決策を模索すること。
- 地方公務員法およびその他の関連法令を見直し、地方公共団体の労働者が本条約に定められた権利と保障を享受できるようにすること。

委員会は政府に対し、上記すべての事項に関する進捗状況について、2024年9月1日までに専門家委員会へ報告書を提出するよう要請した。（以上）